

承認電源等の変更申請について
～既承認済み承認電源（水力電源の受給契約）変更申請に係る審査～

本機関は、業務規程第144条第1項の規定に基づき、承認電源等として認めた25件のうち1件から、業務規程第145条の規定に基づき、別紙1に示す変更申請を受け付けた。

今般、業務規程第144条第1項の規定に基づく審査、業務規程第145条の規定に基づく確認を行い、変更に必要な理由があると認め、変更を承認することとする。また、業務規程第144条第2項の規定に基づき、承認の結果を別紙2により通知すると共に、別紙3により公表する。

以上

【添付資料】

別紙1：事業者からの申請書

別紙2：通知文

別紙3：ウェブサイト公表文

別紙1、別紙2については、業務規程第5条第2項第2号の「特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの」に該当するため、非公表とする。

承認電源等の変更申請について

～既承認済み承認電源(水力電源の受給契約)変更申請に係る審査～

当機関では、業務規程第 144 条第 1 項の規定に基づき、電源等保有者※から申請があり承認している承認電源等 25 件のうち、長期固定電源から電気を調達する受給契約等における水力(揚水式除く)として、承認中の 1 件から業務規程第 145 条の規定に基づいて変更に関する申請を受け付け、変更に必要な理由があるか確認を行いました。

なお、確認にあたっては業務規程第 144 条第 1 項の規定に基づいて審査を行いましたので、結果を公表します。

※ 翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員。

審査項目

当機関は、以下の項目について審査しました。

- ・ 今回変更内容が、承認の対象とする電源等の規定を満足していること。
- ・ 変更理由が、既承認済み契約の変更として合理性が認められること。

審査の結果

審査の結果、今回の変更に関する申請は、正当な理由があると認め、承認の内容を変更することとなりました。

承認期間

2024 年 10 月 28 日(月曜日)～2025 年 3 月 31 日(月曜日)

その他

申請は随時受け付けます。

関連リンク: [間接オークション導入に向けて出力維持等の考慮が必要な電源等の申請について](#) (2018年5月9日公表)

関連リンク: [承認電源等の定期審査および変更申請について](#) (2024年3月21日公表)

お問い合わせ

本件に関し、ご不明な点がございましたら、下記の問合せ窓口までご連絡をお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部 承認電源等問合せ窓口

電子メール: a-contract@occto.or.jp